



平成 30 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名	イリソ電子工業株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 由木 幾夫 (コード番号:6908) 取 締 役
問い合わせ先	執 行 役 員 大 江 憲 一 管 理 本 部 長
電 話 番 号	0 4 5 - 4 7 8 - 3 1 1 1 (代 表)

業績連動型株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 23 日付「役員退職慰労金制度の廃止および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 52 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）での承認を条件に、当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除きます。以下同じ。）に対して、従来から導入していた金銭報酬に加えて、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しております。

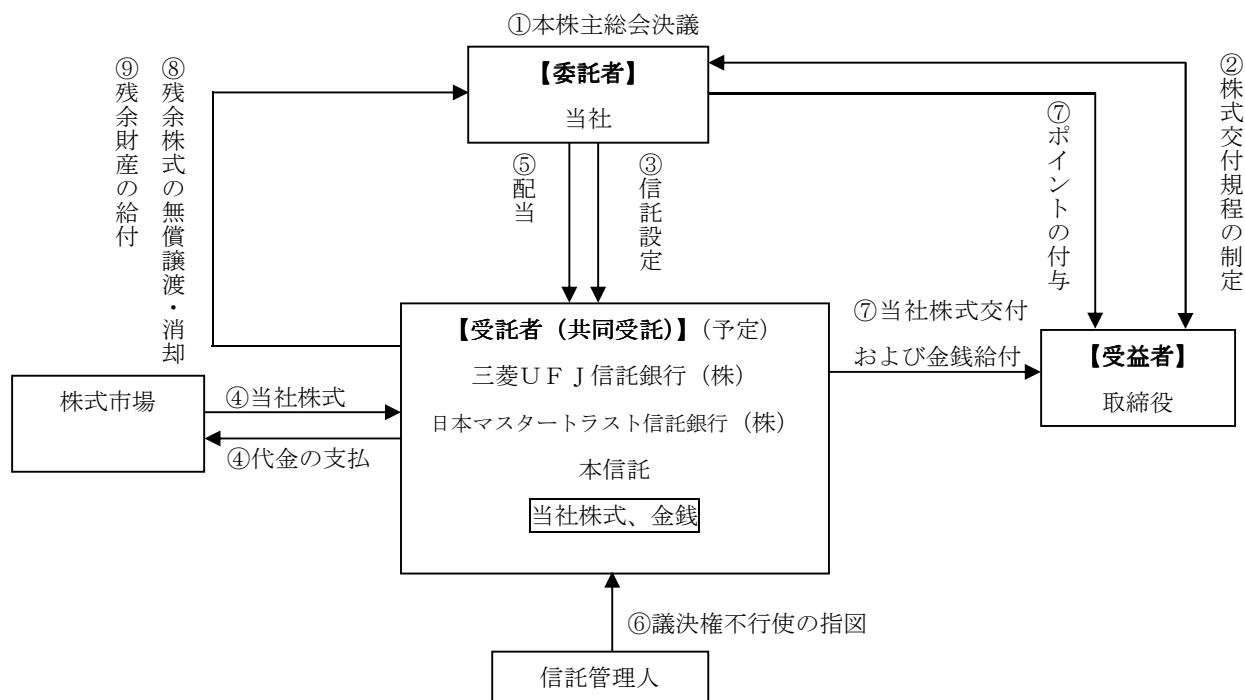
本日開催の取締役会において、本制度の導入時期や取得株式の総額等の詳細を決議し、本制度の導入に関する議案を本株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

- (1) 当社は、当社取締役を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を更に高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性および客観性の高い報酬制度として、本制度を導入します。
- (2) 当社取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同種の役員対象のインセンティブ・プランであり、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役に交付または給付（以下「交付等」という。）する制度です。
- (4) 当社は、本制度の実施のため設定した B I P 信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。
- (5) 本制度の導入により、取締役の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である監査等委員である取締役および社外取締役については「基本報酬」のみによって構成されます。

2. 本制度の概要



- ①当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、業績目標値に対する達成度および役位に応じて、毎年、取締役に一定のポイントが付与されます。また、対象期間（下記（1）に定める。以下同じ。）終了後に、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、累積ポイント（下記（5）に定める。以下同じ。）に応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注)受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 31 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 33 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、各事業年度の業績目標値に対する達成度および役位に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。

※信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（4）第 2 段落に定める。以下同じ。）には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

当社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取締役が付与を受けられることができるポイント（下記（5）に定める。）の 1 年あたりの上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合は、当社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は以下の受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、累積ポイントに相当する数の当社株式等について交付等を受けます。

- ① 対象期間中に取締役であること（対象期間中、新たに取締役になった者を含む。ただし、監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。）
- ② 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(4) 信託期間

平成 30 年 8 月 3 日（予定）から平成 33 年 8 月 31 日（予定）までの約 3 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間（3 年間）と同一期間だけ延長することがあります。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中の毎年 6 月に、同年 3 月 31 日で終了する事業年度（初回は平成 31 年 3 月 31 日で終了する事業年度。）における業績目標値に対する達成度ならびに役位に応じて、以下のポイント付与方法にしたがって、取締役に一定のポイントが付与されます^{*1}。取締役に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

※1 付与ポイント＝役位別基準ポイント×業績連動係数^{*2}

※2 業績連動係数は、各事業年度における連結売上高、連結売上高営業利益率、EPS、ROE の目標値に対する達成率に基づき、決定します。

なお、1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分

割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限および年間付与ポイントの上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は730百万円^{※1}といたします。

※1 信託金の上限金額は、現在の取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

本株主総会では、当社の取締役に1年あたりに付与されるポイント（以下「年間付与ポイント」という。）の上限は43,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しております。そのため、対象期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかる年間付与ポイントの上限に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数（129,000株^{※2}）が上限となります。

※2 上記（5）第2段落の調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（6）の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が各取締役について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記（3）の受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、平成33年7月（信託期間の延長が行われた場合は延長後の各対象期間終了直後の7月）頃に、累積ポイントの50%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。また、信託期間中に受益者要件を満たした取締役が退任する場合（自己都合により退任する場合を除く）、当該取締役は所定の受益者確定手続を経た後遅滞なく、退任時までの累積ポイントの50%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、死亡後速やかに当該取締役の相続人が本信託から受けます。また、信託期間中に取締役が海外赴任により国内非居住者となった場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該取締役が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(11) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達等により、本信託の終了時に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者 | 取締役のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成30年8月3日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成30年8月3日（予定）～平成33年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成30年9月1日（予定） |
| ⑩議決権行使 | 行使しない |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限金額 | 730百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む） |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑭帰属権利者 | 当社 |
| ⑮残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上